



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第63号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (209)

(中部総合事務所福祉保健局) 1

身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (210) (＃) 2

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (211) (＃) 2

知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (212) (＃) 2

指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (213) (＃) 3

児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (214)

(西部総合事務所福祉保健局) 4

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (215) (＃) 4

身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (216) (＃) 5

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (217) (＃) 5

知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (218) (＃) 5

告 示

鳥取県告示第209号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年 3月31日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	居宅介護	平成18年 3月31日
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	〃	〃

鳥取県告示第210号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	居宅介護	平成18年3月31日
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	〃	〃
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	身体障害者サービス東伯事業所	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	デイサービス	〃
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53 - 2	医療法人誠医会ホームヘルパーステーションみやがわ	東伯郡北栄町瀬戸53 - 11	居宅介護	〃

鳥取県告示第211号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市立川町六丁目176	グループホームアロハ	東伯郡湯梨浜町大字長江71 - 10	地域生活援助	平成18年3月31日
〃	〃	グループホームハワイ	〃	〃	〃

鳥取県告示第212号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	居宅介護	平成18年3月31日
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	〃	〃
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	琴浦ふれあいデイ	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	デイサービス	〃

鳥取県告示第213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
医療法人岡本歯科医院 理事長 岡本時彦	倉吉市福山135	医療法人岡本歯科医院福山診療所	倉吉市福山135	居宅療養管理指導	平成18年3月1日
医療法人社団山中歯科医院 理事長 山中茂	倉吉市東巖城町170	医療法人社団山中医院	倉吉市東巖城町170	〃	〃
小川育成	倉吉市関金町関金宿246 - 1	小川歯科医院	倉吉市関金町関金宿246 - 1	〃	〃
谷口陽子	東伯郡湯梨浜町大字久留181	谷口歯科医院	東伯郡湯梨浜町大字久留181	〃	〃
仲秀典	東伯郡北栄町由良宿1144 - 1	仲歯科医院	東伯郡北栄町由良宿1144 - 1	〃	〃
医療法人 くらしげ歯科クリニック 理事長 倉繁雅弘	東伯郡湯梨浜町大字田後221 - 6	医療法人くらしげ歯科クリニック	東伯郡湯梨浜町大字田後221 - 6	〃	〃

医療法人社団ヤチ グチ歯科医院 理事長 谷内口良 一	東伯郡三朝町大 字大瀬1195 - 3	医療法人社団ヤチ グチ歯科医院	東伯郡三朝町大 字大瀬1195 - 3	〃	〃
大月弘司	倉吉市上井333 - 16	大月歯科医院	倉吉市上井333 - 16	〃	〃
松本博久	倉吉市住吉町58	松本歯科医院	倉吉市住吉町58	〃	〃
三代一成	倉吉市上井町二 丁目 8 - 21	三代歯科医院	倉吉市上井町二 丁目 8 - 21	〃	〃
門脇一郎	倉吉市上井364 - 5	かどわき歯科クリ ニック	倉吉市上井364 - 5	〃	〃
医療法人岡本歯科 医院 理事長 岡本時彦	東伯郡琴浦町大 字浦安102 - 2	医療法人岡本歯科 医院浦安診療所	東伯郡琴浦町大 字浦安102 - 2	〃	〃
穂山幸彦	倉吉市上井町二 丁目 2 - 12	穂山歯科医院	倉吉市上井町二 丁目 2 - 12	〃	〃

鳥取県告示第214号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	社会福祉法人大山町社会福祉協議会指定居宅介護事業所中山支所	西伯郡大山町赤坂764	居宅介護	平成18年3月31日
特定非営利活動法人すてっぷ	米子市道笑町二丁目126	ヘルプサービスぽけっと	米子市道笑町二丁目126	〃	〃

鳥取県告示第215号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会支援事業所ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	デイサービス	平成18年3月31日

鳥取県告示第216号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人すてっぴ	米子市道笑町二丁目126	ヘルプサービスぼけっと	米子市道笑町二丁目126	居宅介護	平成18年3月31日
〃	〃	アシスタントサービスぼけっと	〃	〃	〃

鳥取県告示第217号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市立川町六丁目176	グループホームふるさと	米子市錦海町三丁目6 - 9	地域生活援助	平成18年3月31日
〃	〃	グループホームほうき	西伯郡伯耆町岸本951 - 95	〃	〃

鳥取県告示第218号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	社会福祉法人大山町社会福祉協議会指定居宅介護事業所中山支所	西伯郡大山町赤坂764	居宅介護	平成18年3月31日
特定非営利活動法人すてっぷ	米子市道笑町二丁目126	ヘルプサービスぼけっと	米子市道笑町二丁目126	〃	〃